

第五節 神戸市政と都市計画

1 初期の神戸市会

神戸市の誕生 神戸市は明治二十二（一八八九）年四月一日誕生した。それは、人口一三万五千人、予算規模約五万円の自治体の誕生であった。ちなみに明治二十六年に作成された『神戸市役所統計表』から、初期（明治二十五年）の神戸市の市勢を知りうる指標をいくつかあげておくと、表7のとおりである。

そしてこれだけの規模の都市を代表し統轄するべく設けられたのが神戸市会であった。明治二十二年四月第一回市会議員選挙が行われ、神戸市最初の市会議員が誕生した。その内訳は表8のとおりであった（ただし、この第一回市会議員選挙では、未だ選挙への市民の関心が低いため投票率がきわめて低く、選挙にほとんど競争らしい競争がなく、結果的に兵庫・神戸の「名望家」が議員の多数を占めた）。

初期の市会 では、誕生した神戸市会は、当初期待された神戸市政に強力なリーダーシップを生み出すシステムとして有効に機能したのだろうか。しかし、それを考える前にまず日清戦争の勃発す

る前年、明治二十六年までの初期の市会における主な出来事を年をおって概観しておこう。

表 7 神戸市勢 (明治25年)

項 目	実 勢
人 口	14万8,118人 {男 7万8,717人 {女 6万9,401人
戸 数	3万6,473戸
地 価 総 計	153万7,324円25銭 (内市街宅地 118万9,580円76銭)
地 租 総 額	3万8,434円34銭 (内市街宅地 2万9,739円79銭)
国立銀行	6 (資本金 744万円)
私立銀行	2 (資本金 210万円)
銀行類似会社	3 (資本金 19万円)
株式会社	30 (資本金 1,529万円)
同業組合	34
農工業会社・製造所	30 (資本金 53万559円)
公立学校 (分教場とも)	14
私立学校	11
市役所職員数	80人
市歳入予算 (明治26)	4万6,090円
歳出予算 (")	3万8,446円
臨 時 費 (")	7,643円
各区歳入予算 (")	4万7,850円
歳出予算 (")	4万4,140円

資料: 『神戸市役所統計表』(後の『神戸市統計書』)

明治二十二年の市会

そこではまず市長・助役・参事会員などの選挙、市長・助役の俸給の決定、議事細則の決定、勸業・土木各常設委員会の設置など、市政の骨組みが確立され、さらに最初の(明治二十二年)度予算が可決された。またその後の市政を占う上で重要だったのは、水道の市営方針の決定と区会条例の制定であった。特に後者に

よって、伝統的組織の存在した葺合・神戸・湊西の三財産区の区会がつくられた。

明治二十三年から明治二十四年にかけての市会

そこでは後でも触れる選挙会取消訴願事件、市会の市長給与削減に伴う市長辞職問題、県の三部経済制存続問題など、政治的紛争が矢継ぎ早に起こった。とりわけ三部経済制存続問題は明治二十三年から二

第五節 神戸市政と都市計画

表 8 最初の市会議員選挙（明治22年4月）

等級	1 級			2 級			3 級		
区	氏名	党派	得票	氏名	党派	得票	氏名	党派	得票
葦合	万谷栄太郎		7	井上藤次郎		8	山本繁蔵	自由	52
							滝本甚右衛門	改進黨	47
神戸	森本六兵衛 橋本藤左衛門 杉山利介	自由	3	小寺泰次郎	自由	16	山田左兵衛	改進黨	66
			4	池田貫兵衛		10	塚本伊左衛門	改進黨	47
			5	生島四郎左衛門	改進黨	14	中西市蔵	改進黨	75
				桑田弥兵衛	自由	15	船井長四郎		35
湊東	中島大二	自由	5	友成徳二郎	改進黨	13	直木政之介	改進黨	27
							高德藤五郎	改進黨	21
湊西	山本弥兵衛 神田甚兵衛 明石甚八 柏木荘兵衛 水渡甚左衛門	改進黨 中立 改進黨 改進黨 改進黨	9	沢田清兵衛	改進黨	23	神田兵右衛門	中立	158
			7	魚澄惣左衛門	自由	26	岡田元太郎	自由	136
			7	上田栄次郎	改進黨	28	川西清兵衛		84
			6	黒田仁兵衛		25	加藤治郎兵衛	改進黨	92
			4	岸本豊太郎	中立	19	有馬市太郎		140
				小曾根喜一郎	改進黨	23	池長 通	改進黨	138

資料：『神戸市会史』 1

十五年にかけて市会を揺るがす最大の政治問題になった。ことの発端は、明治二十三年に制定された府県制によって、明治十四年以來続いていた兵庫県の三部経済制が三府（東京・京都・大阪）でないという理由で廃止されようとしたことであった。明治二十三年八月十四日市会が、市部の経済的負担の増大を理由に存続陳情のための委員を選出して以來、三部経済制存続は神戸市会の総意となったのである。その後神戸市会は二年にわたって政府および帝國議會に陳情を繰り返した。そして、明治二十五年六月にいたって府県制一部改正法が成立し、兵庫県の三部経済制は存続することに決したのである。また明治二十三年には衛生常設委員、予決算調査委員の設置が可決され、水道敷設調査費が可決されている。



写真 11 市制当初の市役所

明治二十五年の市会

ここでは三部経済制の存続決定以外に、最初の市会議員半数改選が行われたことが最大の事件であった。またほかに、葺合には区会選挙のため三選挙区が、湊東区には区会が、このとき設けられている。

明治二十六年の市会

ここでは学務委員の選任、市長年俸減額案の否決が行われた。

初期市会 さてこうした日清戦争前年までの初期の市会の特質

特質をさぐるため、初期の市会の特質を表していると思われる三つの討議内容を示しておこう。

第一は周辺農村編入問題。明治二十二年七月、ようやく開

催された市会に対して兵庫県知事は「八部郡湊村、林田村ノ内吉田新田・御崎村・今和田新田・東尻池村・長田村」の神戸市編入を諮問した。当然神戸市の将来の発展を見越しての諮問であった。市会の中には「宜シク市ニ編入シ、市ヨリ之ヲ追立テントスルナリ。而シテ収入ノ如キハ、創始多少ノ損益アルモ、将来ヲ慮おもひはかルトキハ必ず利益アルヲ確信ス」との理由で、この諮問案に賛成する議員もいた。しかし多数は都市と農村の風俗の差、あるいはそれに伴う公的負担の差を楯にとりて反対し、諮問案を葬り去ってしまった。しかも

「折角県知事ヨリ諮問セラレ、本会ニ於テ審議ノ末、止ムヲ得ズ消滅シタリ。此ノ儘之ヲ開申スルトセバ、主務省ノ専任ニ放任スベキノ外ナシ、望ムラクハ今再議シテ如何」との議長の取りなしさえ受け付けなかつたのである。

第二は市長俸給問題。明治二十二年十二月、市会は「他管下各市制実施地ヲ見ルニ、助役給ハ市長給ノ半額以上七分位ナルモ当市ハ半額ニモ足ラズ。又横浜ノ市長ハ年俸千五百円ナルモ、元区长タリシトキノ月俸ニ式拾五円ヲ増シタルモノナレバ、当市長モ元区长ノ月俸七拾五円ナリシヲ以テ、式拾五円ヲ増シ一ヶ月百円トセバ敢テ不当ニアラザルナリ」との理由から市長年俸の三〇〇円減額案を可決した。経費節減が「市民ノ与論」だからであり、「吾々代議士ノ任ニ在ルモノハ、一人ニ対スル情交ノ為メ、市内全体ノ与論ヲ斥クルガ如キハ為スベキモノニアラザルガ故」にその「与論」たる経費節減要求には従わざるをえないからというのがその主張の根拠であつた。市会は「与論」の減税要求に抵抗できなかったのである。当然内務省はこの決定を認めなかつた。その結果、一部には反発もあつたが、市会もようやく、市制には「年々之ガ許可ヲ請フ規定ナキ」故に「市長給ノ如キハ規定額トモ云フベキモノ」という市長給（実はより広く市吏員の給与）に対する認識を確立し、自らの選んだ市長（執行機関）との調和を回復した。

第三は市議補選問題。明治二十二年十二月二十五日、市會議員補欠選挙が行われたが、その選挙結果について落選した市内被差別部落出身の立候補者から、不正の訴えがあつた。市会はさっそく調査したが、選挙に立ち会つた小林助役から「市会ノ方惣數九十七票ニシテ、午前十時頃マデハ三十票計リナリシガ、ソレヨリ五六十名一時ニ湊^{つど}ヒ来リ、（略）此ノ人等ノ内、投票ヲ小使ガ代書シ居ルヲ選挙掛ニ於テ認め、之ヲ制シテ

代書ハ選挙掛ニ於テ本人ヨリ聞き取り書記ニ代書セシムルモノトシ、其他ノ代書ハ匿名投票ノ趣旨ニ悖ルヲ以テ棄却スルコトニ予メ決議シ置キ、開票シタルニ之レアリタルガ故ニ棄却セリ、また候補者名について誤記があるとして「棄却」したのもあり、その結果「同人ノ投票総数二十七票アリシモ無効二十一票有効六票ナリシ」との報告がなされた。それは訴えた候補者が指摘したこととはほぼ一致する選挙状況の報告であった。しかし一人の例外(マッチ業者直木政之介)を除いて市会は選挙を有効と判断した(事態を重くみた兵庫県は、選挙の無効を宣告し選挙のやり直しを命じた。そしてその結果別人が当選した)。

なおこの事件には直接的な関係はないが次のような後日談があった。それは明治二十三年の夏、この候補者が、部落内のコレラ対策に奔走中、自らコレラに感染し不慮の死を遂げてしまったことをきっかけとして、理事者と市会が対立したことであった。鳴滝市長は同年十月の議会に臨第一八号議案として、遺族に金一〇円を贈与することを提案した。理由は「抑モ該人ハ從來同部落公共ノ事ニ尽力シ」といわれるような「功績」があったからというものであった。この候補者の部落内に占める位置、また神戸市政に占める位置が推測できる。しかしこの提案を市会は無資格でコレラ対策にあたっていたことを理由に拒否したのである。

以上、初期の議会の様子を知りうる三つの事実を『市会議事録』から紹介した。これら三つの事例は、初期の市会の行動パターンをみる上できわめて重要だと思われる。

一つは、第二の問題にみられるように初期の市会は、初期の帝国議会(国会)同様、「世論」に無条件に引きずられる傾向があり、経費節減・民力休養(減税)論に傾き、執行機関と対立する傾向をもっていたということである。納税者の立場からは当然の世論である経費節減要求に対抗して、市長をはじめとする吏員の給

与等最小限必要な経費を自らの責任で「既定歳出」として保護するという世論に対するリーダーシップさえいまだ市会は持ち得ていなかったのである。

市民の排

他意識

いま一つは、市会は市民の支持をえるために、ともすれば人々の中にある素朴な排他的意識に依存する傾向があったことである。第一の問題のように、都市の将来の発展を考えれば、計画的に周辺農村を市域に編入しておくことは当然のことであったが、市会は都市と農村の風俗の相違を理由にそれを行わなかった。また第三の問題すなわちさきの市議補選における差別的措置も、被差別部落に対する排除の観念におもねった不当な措置であった。

なお当時の神戸市において市民の排除の意識といえ、当然居留外国人に対する排除の意識を問題にしないわけにはいかないが、この点については、神戸市会が直接それをどうこうするということはなかった。ただし外国人に対する排外意識が市民の間に存在しなかったわけではなかった。外商に対する排外感情は常に存在したし、とりわけ清国人に対する排外感情には差別的な感情さえもっていた。ちなみにそうした市民の排外感情が爆発した事件を一つだけ取り上げておくと、明治二十一年に起こったマッチ業者広駿源の商標偽造事件があった。広は明治十二年以来居留地でマッチ製造業を営んでいた清国人であったが、明治十六年からは工場を居留地外の下山手七丁目に移し本格的に輸出用マッチの製造に乗り出していた。その広が、日本人業者の商標を偽造し大阪兵庫摺付木製造同業組合連合会との間におこした紛争であった。事件は、明治二十三年一応、日本人でないことを理由に商標条例(明治十七年制定)に従うことを拒否していた広が同業組合に入ることと決着したが、当時マッチ輸出の大半が清商の所有す

表 9 市 政 費 支 出 表

年度	支出総額	役所費	会議費	土木費	教育費	衛生費	救助費
	円	円	円	円	円	円	円
明治12	20,639.257	1,458.954	区 町 818.963 125.637	3,512.460	8,490.301	1,843.643	538.267
13	23,471.322	6,090.535	457.670	1,533.675	12,551.058	1,988.036	365.469
15	31,077.836	7,599.406	898.363	1,838.567	18,092.950	1,945.546	307.259
16	28,747.759	2,925.971	785.553	2,270.733	17,254.901	1,652.972	266.441
17	39,921.338	5,930.620	460.677	2,126.906	23,491.122	2,503.786	317.485
18	28,590.141	4,839.864	136.145	2,041.064	14,304.281	5,303.685	280.106
19	31,298.059	5,383.737	211.484	2,964.907	10,753.822	11,036.309	323.121
20	22,392.549		185.386	9,300.893	11,293.456	1,377.277	364.923
21	28,301.492		172.036	7,825.379	12,833.573	337.067	
22	52,271.511	14,362.093	111.537	13,618.918	15,957.086	422.501	
23	73,974.702	17,121.937	570.955	15,829.615	25,767.042	8,875.659	236.985
24	89,200.435	17,473.608	1,026.774	17,087.218	43,142.620	1,979.337	328.647
25	96,591.586	18,756.258	326.041	11,279.359	38,586.920	6,548.301	137.523
26	152,278.134	18,223.238	733.688	13,742.634	60,607.238	17,190.263	58.620
27	85,694.185	18,652.216	520.675	17,286.640	53,877.260	3,413.400	147.056

(注) 費目は主なもののみ 明治14年は不詳
資料: 村田誠治編『神戸開港三十年史』坤

る商標を使って行われていたことを考
えると、広を槍玉にあげた神戸市民の
側にやや過剰な排外感情が働いていな
かったとはいえなかった。

そして以上の市会の行動は、財政の積極
的支出を抑えたり、市域拡大を否定したり
したから、市の公共事業の発展を大きく阻
害することになった。こうして新しい地方
自治制に期待した政府や県の構想は当面実
現しなかったのである。

神戸市の公共事業は日清戦争まで遅々と
して進展を見なかった。後にみるように、
湊川の改修にしろ、神戸港の本格的な築港
にしろ、それらがようやく始まるのはいざ
れも明治三十年代にはいつてからのことだ
った。誕生したばかりの神戸市会は、地方
行政に強力なリーダーシップを生み出そう

とする、地方自治制を制定施行した政府の意図とは当面正反対の態度に終始することになったのである。ちなみに日清戦争までの神戸市(区の時代から含めて)財政の推移を一覧表にしたのが表9であるが、日清戦争後の財政膨張に比して、日清戦争期まで、予算規模の増加は未だ遅々たるものであったことがわかる。

2 都市公共事業要求の形成

市政と貧

困問題

しかし、以上のように経費節減論や排他感情の強かった市会は、たちまちそれに変更を迫る二つの力に直面しなくてはならなかった。一つは、既に産業革命の時代に世界市場を相手に生きなければならなかった商工業者達の、社会資本整備の遅れに対する不満であった。それは、公益事業を民営事業として興したいとする起業願や、社会資本整備のための土地の寄付願となってあらわれた。水道や墓地など本来市営事業にふさわしい事業を民営事業として興こしたいとする起業願や、公共事業を促すための土地の寄付願が次々に市会に届けられた。

いま一つは、コレラ等伝染病の流行と貧困問題の社会問題化であった。たしかに伝染病の流行も貧困問題もそれ以前から大きな社会問題であった(表10)。しかし明治二十年代になると、今度はようやく始まった産業革命がきっかけになって近代化にともなう新たな貧困問題とそれに付随する伝染病問題が爆発したのである。神戸市の『民心向背景況調』によると明治二十年から明治二十三年にいたる神戸市の「景況」はおおよそ次のようなものであった。

表 10 市域内外における伝染病発生病件数

(単位: 人)

年次	コレラ	腸チフス	発疹チフス	赤痢	ジフテリア	天然痘	痘瘡	合計
明治22	19 (12)	402 (226)	3 (3)	123 (90)	15 (12)		5 (5)	571 (348)
23	1,944 (1,525)	265 (160)	4 (3)	60 (25)	25 (20)		2 (2)	2,301 (1,735)
24	132 (112)	637 (435)	254 (220)	116 (55)	37 (26)			1,178 (849)
25	21 (17)	275 (202)	15 (15)	1,060 (109)	98 (72)	653 (606)		2,121 (1,021)
26	10 (5)	734 (469)	48 (45)	4,731 (1,916)	104 (81)		1,652 (1,432)	7,280 (3,948)

(注) 神戸市および八部・菟原・有馬・明石・美囊各郡の合計 () 内は神戸市
資料: 『兵庫県統計』

明治二十年・区内民間生計ノ如何ヲ陳ゼンニ、其ノ中等以上ニ位スルモノ、如キ、本年前期ニ於テ少シク商況ヲ挽回シタルモ格別ノ収利ナク、然ルニ諸費ノ如キハ依然トシテ低減ナク、従テ生計上大ニ影響ヲ来シ(略)実ニ菜色ヲ帯ビタリ。其ノ中等以下職工人ニシテ、当区ニ移住民ノ多キガ為メ、随テ家屋ノ造営夥多ナルヨリ、中ニハ多少ノ余裕ヲ来セリ。然リト雖モ最下等ニ至リテハ、一日ノ勞力ヲ以テ其日ノ生計ルモノ多ク、為メニ大ニ困難ヲ来タセリ。其ノ原因他ニアラズ、燐寸職ノ影響之レナリ。

明治二十一年・本期区内人民生計ノ豊歉ハ、前期ト比スルニ少シク見ル可キアリ。上等位置ヲ占ムルモノハ別ニ異状ヲ見ザルモ、其ノ中等以下ニ位スルモノ、如キハ、第一製茶ノ季節ニ向ヒタルヲ以テ、格別ノ収利ハナキモ、自然其業ノ頻繁ナルガ故ニ従テ金融ヲ得テ少シク喜色アルヲ覚ヘリ。下等人民ハ為ニ業ニ就クコトヲ得。

明治二十二年・貿易商ニ他一般ノ商業及ビ日本精米会社同輸出米会社ニ川崎造船所燐寸製造業等ノ如キハ、前年ニ比シ何レモ

販売高及び製造高ヲ増加スト雖ドモ、収利ハ却テ前年ニ及バザルアリ。而シテ中等以上ノモノハ差シタル影響ヲ被ラザルガ如キモ、其レ以下ノモノニ至テ米価騰貴等ノ為メ其ノ影響ヲ受クル少ナカラザルノ景況アリ。然レドモ未ダ極メテ必迫ノ状況ニ陥リシニアラズ。

明治二十三年・商工ニ在テハ、前年ニ比シ一割乃至二割方其ノ販売高及び製造高ヲ減ジ、上位ニアル者ハ差シタル影響ヲ蒙ムラザルモ、其ノ中等以下ノモノハ米価ノ騰貴加フルニ悪疫流行等ノ為メ影響ヲ受クルコト甚シク、殊ニ下位ニアル者ハ極メテ必迫ノ状況ヲ顕ハシタリ。

經濟の置かれた状況としては、確実に松方デフレからの脱出が始まっていたことがわかる。しかし同時にそのことが今度は物価(米価)騰貴となって「中等以下」の人々の生活を脅かし始めていたことがわかるのである。

明治二十三年には、「有志ノ義捐金ヲ以テ救助」を受けなければならない人々が再び市中にあふれたのである。五月頃から市内各所で「有志」と呼ばれる人々による施米が行われ、五月十六日の『又新』によると、「当地の摂陽青年会員加田直造、大井直三、鶴野得造、木村房造の四氏は、近來米価騰貴して貧民窮困するもの少なからざるを嘆き、江湖慈善家より金十錢以上の義捐を請」うといった具合に民権運動系の人々の動きも活発になった。また五月十一日から十三日にかけては、市内最大の資産家川崎正蔵による、一万人の貧民を対象にした施米も行われた。

救貧と公　そして重要なことは、こうした状況の中で、積極的な公共事業を興こすことによって貧困問題
共事業　を解決していこうとする動きが、再び台頭し始めたということであった。その決定的な契機と

なつたのが林董兵庫たかし知事が四月に出した次の訓令であつた。

春來氣候甚だ不順にして、降雨の量平年より多きこと殆ど三倍なり、之を昨年に比すれば三分の一を増加し、為めに細民の業を失ふ者多く、加之、昨年不作に引続き、春作の豆麦の收穫は五分に達し難きの虞ありて、米穀の価日に騰貴し、細民は困窮して將に飢餓に類せんとするの状にこれ有り、地方の慈善者は既に其の倉廩を開き、日々数百人乃至数千人の窮民に賑恤しんじゆつを施し候者も少なからず、其の志最も嘉称すべき事に候得ども、其の他に其の志を同ふして其の美挙を賛くる者なき時は、限りあるの資力を以て衆多の窮民を救助し遂げむは至難の事に候、且つ銘々区々の賑恤は、之を施す者に取ては費用多くして、其の澤を蒙むる者に於いては或は普及せざるの恐れなきにあらず、若し慈善にある者、此の際力を協せ心を同ふして其の資を合せ、或は道路、堤防、架橋等の工場を起し、或は新道開墾等の業を興して細民に業を授け、或は一定の則を設け以て賑恤を施行せば、則ち其の費す所は同ふして其の澤の波及する所は却て普あまねかるべくと存じ候、望むらくは此の意を以て部内の有志者に協議し、各町村毎に適當に方法を立て、救恤の事を完ふするを得せしめられんことを、雷たに細民の幸のみならず、有志者の功まも亦之より大なるはなかるべし。

貧困問題の解決を公共事業の拡大に結び付ける見事なまでの主張がここでは展開されているのである。この訓令を契機に、神戸市もまた、公的な貧民救済の方法を模索し始めることになつたのである。新聞史料（『又新』明治二十三年五月二十一日）からうかがえるその柱は二つであつた。一つは「殆んど際限なき」数の貧民一般と「家族の病に臥し勞役に服する事は勿論如何にしても糊口の道立ち難しと認むるもの」とを敲密に区別

することであり、いま一つは「救助金の募集方に付ては、その主意を印刷に附し、之を市會議員が発起者の資格を以て、慈善家なり有志家なりと認める人々の家に配附し置き、幾日かを過ぎし後義金の募集に巡回し、集め得たる金額は一に之を市役所に託し、市役所にて貧民の状態を詳悉したる上それぞれ救助の恩典を施く」といった救済の方法を立てることであった。これはほぼ県の訓令に沿った方針であった。

ただし実際の救済は予想されたほど大規模なものとはならなかった。六月七日の『又新』の記事によると、その段階での寄付金総額八〇〇余円、要救済者一九六戸・二二四人(葺合部三〇戸・四九人、湊西部六四戸・七三人、湊東部八七戸・一〇六人など)というのが救済の実状であった。川崎正藏の施米に一万人が集まったことを考えれば、相当規模の小さな数字だといつてかまわない。その結果林知事の発意になる公共事業、布引川の小石拾いなども中止されたのである。これは一方で茶焙など貧困者を吸収する業種の活況と、他方での厳密な貧民調査が原因だったと考えられる。

なお、明治二十六年以降神戸孤児院に継承される神戸救済義会もこの訓令に励まされて誕生した。救済義会というのは摂陽青年会に集まっていた門人市三郎・大井直三らが中心となって五月に発足し、八月に葺合村に授産場を設けて活動を始めた、キリスト教系の――そして自由党の強い影響下にあった――慈善団体であったが、林知事の支援が大きくなつた支えとなつた団体であった。

こうして明治二十三年の米価騰貴と貧困問題は、「悪疫」の流行とあいまって公的救済システムの確立の必要性を地域の支配層に共通に認識させる契機となつたのである。そしてそれは、市会の経費節減志向と真正面からぶつかることになつたのである。

3 積極財政主義への「転換」

自由党系 では市会はこうした高まる公共事業要求にどう対応したのだろうか。結論的に言えば、当時市の台頭 会に影響力のあった立憲改進黨系の議員にはそれに対応する力がなかった。対応したのはむしろ市会にほとんど勢力を持たなかった自由党系の人々であった。

明治二十四年十一月九日、神戸有志活動会と名乗る団体が神戸市会に対して次の要求書を提出し、市会で一定の留保つきながら取り上げられた。

要求書

- 一、特別市制請願事件ニ対スル運動費用、市会決議ヲ経テ市税ヨリ支出スルコトニ決議シ居ルモ、該決議ノ如何ニ拘ハラズ市参事会員、市會議員、市吏員其ノ他有志者ノ義捐ヲ以テ支弁セラレンコトヲ
- 二、墓地移転ハ一会社ニ任スルコトヲ中止シ、市ノ共同墓地ニスル方適當ノ与論相決シ候ニ付、谷富之助外七名ニ特權ヲ附スルコト取消シ相成リ度シ

右兩件要求候也

神戸有志活動会 委員總代

大井直三

西脇卯助

河合幾二郎

(略)

この神戸有志活動会は、実は神戸において市制施行以後自由党系の組織した最初の政治結社であった。大井直三、本城安次郎、楯谷平四郎、近野武七といった人々によって、明治二十四年末に組織された、「市会議員にて常に不参(欠席)勝ちなる十四名の議員に対する辞職勧告は、本人自ら辞するや否やを確たる上決行する事、本会より市会議員の適任者を推薦するに運動する事、特別県制設置の爲め貴衆両院に対し請願書を捧呈する事、郡部選出衆議院議員に対し、特別県制を制定するは本市民の興望なる旨陳情書を送呈する事」(『又新』明治二十四年十二月八日)等を当面の目的とする団体であった。言いかえると、明治二十五年四月に予定されていた市会の半数改選と、来るべき第二回衆議院議員総選挙に備えて自由党が組織した政治結社であった。そしてこの「要求書」提出こそが、自由党系による経費節減論克服の第一歩となった。

積極主義へ この「要求書」で自由党系は、第一に、経費節減論よりもむしろ公共事業に対する積極主義のめばえの方を優先させる姿勢を表明した。第二項がそれにあたる。とりあえずは共同墓地の問題にしか触れていないが、これは他の水道事業なども含めて、公益事業に対する市営事業主義の積極的な表明であった。

第二に、経費節減論の抵抗を排してその積極主義を合理化していくための思想を、端的にはあるが確立した。第一項がそれにあたる。とはいってもわかりにくいかもしれないが、「特別県制問題」に市が市費を使って取り組むことに反対したことが、実はやがて積極主義に転換していくための思想的ウォーミングアップだったのである。ちなみに「特別県制問題」とは、次のような問題であった。兵庫県は明治十四年以來

三部經濟制をとってきた。しかし明治二十三年に府県制が制定されると、東京・京都・大阪の三府以外の県における三部經濟制は、原則として認められないことになった。そこで神戸市をはじめ三部經濟制廃止で不利益を被る名古屋市や広島市などの都市が、三部經濟制存続をめざして運動に立ち上がった。その三部經濟制を存続しようとする運動がここでいう「特別県制問題」であった。

では、神戸市が市費を使い、市として「特別県制問題」に関わることに反対することが、なぜ積極主義への転換に向けての思想的ウォーミングアップになったのか。

一つは、市が市費を使って三部經濟制存続運動に関与しているありさまを、自由党の飯田勇記が「諸君ハ甚ダ『ゼイ』沢ノ議論ヲ出スナリ。二者ヤ三者ハ何カアラント云フト雖モ、其レ人民ノ膏血ニアラズヤ。之レ税金ニアラズヤ。下民ヲ見ヨ。重税ヲ負フテ悲嘆ノ淵ニ沈ムニアラズヤ。況ンヤ本年ハ負担重ク市民ガ不平ヲ訴フルノ声ヲ聞カザルカ、宜シク考察スルアリテ可ナリ」と述べたように、それは、運動は有力者の寄付によって行わなければならないこと、下民の世論を政治的に味方につけることができるからであった。そして「下民」の世論を味方につけることは、先にも述べたように、貧困を行政的に解決するための積極主義(保護主義・干渉主義)を、富裕者の負担を緩和するための経費節減に優先させることを意味したからであった。

もう一つは、「市ハ法律ニヨリテ法人タルヲ得ルナリ。帝國議會ニ向ヒ(略)請願シ得ルハ当然ノ事ナリ」という国家の前では法人も個人も同等だとする考え方に対して、立法にかかわれるのは個人だけで、したがって三部經濟制という立法にかかわる問題について発言しうるのも個人だけで、市という法人はそれについて

発言してはならない、ということによって、逆に市という法人が国家全体の公益にあまり配慮することなく地方の利益を主張することを、むしろ容認することができからであった。シベリア鉄道開通を前に日本海側(舞鶴)に通じる鉄道敷設権を、神戸が京都(京鶴鉄道・大阪(阪鶴鉄道)と競った土(土山)鶴鉄道要求問題について、「特別県制問題」の時とはうって変わって、飯田勇記が「原案ニ賛ス。本件ハ市会ノ問題トシテ運動スルニ聊カノ差支ヘナシ。特別県制請願云々ノトキ有志問題トスベシト論ジタルハ則チ我々ナリ。之レハ立法権ニ立チ入り法律ノ改正ヲナサントスルニ在ルニツキ反対シタルナリ。今土山線ト京都線トノ基点ニ就ヒテ、直接本市ノ利害ニ係ル重大事ナレバ、法律上無形人タル一己人ト見テ市ガ運動スルニ於テ何ノ故障カアラシ」と述べたことがそのことを示唆している。

そして以上の考え方を獲得して自由党系は、やがて徐々に神戸市会に勢力を占めて行くことになったのである。そのありさまは付表2に示したとおりである。それにともなう神戸政界も、民党対吏党(政府党)対立ではなく自由党と改進黨の政党の対立の様相を強めていった。明治二十六年三月板垣退助が来神すると、兵神自由倶楽部を中心に神戸における自由党系人士の政治的結集が始まり、明治二十七年に行われた県会議員選挙(結果は改進黨・自由二)と二回の総選挙(第三回〓三月、鹿島秀麿(改進黨)〓一八二票〓当选・本城安次郎(自由)〓一一一票〓落選、第四回〓九月、鹿島〓一七六票〓当选・本城〓一四三票〓落選)は、次第に自由・改進黨両党対立の様相を示してゆくのであった。

4 選挙干渉事件

水道事業と しかし、この自由党系の運動が実り、神戸市会が本格的に積極政策の方向に転じていくのは、

労働問題 日清戦争も終わり明治三十年代にはいつてからのことであった。それまでは市会は基本的に

改進黨系支配の下にあり、経費節減論によって支配されたのである。

一例を水道事業にとってみよう。神戸市において水道敷設計画が最初に持ち上がったのは、明治十九年十月、明治十年代のコレラ流行の悲惨な経験を踏まえ三井銀行取締役能勢規十郎が兵庫県知事内海忠勝へ「水路新設願」を提出した時点においてであった。この「願」自体は照会された神戸区の反対にあい拒否されたが、明治二十年に入ると今度は、兵庫県の方が水道設計をイギリス人工兵技師パーマーに委嘱し、水道計画を練り上げていった。しかしその実現の前に立ちふさがったのが神戸区会・神戸市会の区民・市民の負担増を理由とした抵抗であった。山陽鉄道会社と日本郵船会社神戸支店から私設水道敷設の提案があったのをきっかけに兵庫県は明治二十二年七月「神戸市水道布設ノ件」につき神戸市に諮問した。しかし市会の反応は慎重調査の一言にすぎなかった。

だが、さすがに、明治二十三年夏コレラが再び流行し、千人もの死者を出し、翌年夏には腸チフス・発疹チフス・赤痢が大流行するにいたって、ようやく同年九月「水道布設ノ必要ヲ感ズルニ至」（臨第二三号議案）り、市会も本格的な水道調査にのりだした。明治二十五年六月「水道布設調査費経済ノ件」（第一五号議案）

が満場一致で可決され、調査のための費用が計上された。しかし明治二十六年に入ると改めて負担の不公平、下水道との優先順位を理由として時期尚早論（桃木武平）が飛び出し、水道調査委員会が反論のために『神戸水道弁惑論』を発刊するといった事態がおきたが、連年のように発生するコレラ等の伝染病に対する防疫体制を確立するためには、水道事業の一日も早い実現が待たれていた。そしてようやく明治二十六年六月再度水道布設方針が確立され、日清戦争後明治三十年にいたって着工の運びとなったのである。

さらに貧困問題についても産業革命の進展にともなう労働問題等の新たな社会問題が発生し始めていた。明治二十六年一月には海外輸出屏風製造職工組合員二百六十余人が同盟罷工を決行し、同年四月には一部の隣寸職工が賃上げを要求して休業に入った。これらの事件は、神戸における労働運動のまさにさきがけであった。社会問題解決のためにも福祉財政等の積極主義への一日も早い転換が求められていたのである。

しかしその転換のイニシアチブをとるべき自由党系の市会におけるリーダーシップはいまだ未確立であった。だから経費節減論にいまどとらわれていた市会の停滞状況に対する最初の一撃は、市会の外から与えられなくてはならなかった。第一次松方内閣の品川弥二郎内務大臣によって行われた第二回総選挙時における大選挙干渉がまさにその第一撃だったのである。

第二回総選挙

と村野山人

予算案を巡る政府と民党の対立が收拾されず第二回帝国議会が解散された結果、第二回総選挙が行われた。そこで、品川内務大臣が吏党支援のために大選挙干渉を行ったことは周知の事実だが、その折兵庫庫第一区（神戸市）は民党・吏党対決の主戦場の一つとなった。民党改進黨は第一

回総選挙で当選した鹿島秀麿を推し、吏党は神戸区長も務めた実業家村野山人を推した。結果は一六〇票対

一二一票で村野の当選であった。神戸市において初めて民党が敗北したのである。

ではこの村野の当選が、なぜ市会に積極主義への転換を迫る第一撃だったのか。それを考えるために見ておきたいのが、次の『又新』の選挙記事にみえる村野の支持基盤である。

村野氏は実業社会に推され、鹿島氏は例の民党より出でたるなり。而して両派とも神戸兵庫の間に数ヶ所の事務所を設け、互いに有権者の家を遊説し居る最中なるが、何分村野氏は市内重立たる実業家が力を添へて必死の運動をなしつゝある、其の側ら兵庫なる取引所の連中が、挙げて村野氏に賛成を表し、葺合辺にも賛成者殖え、之が為め頃に数十の投票を増したりと云へば、村野氏は先づ当選の見込確かなるものゝ如し。

鹿島氏の方は運動費の充分ならざる上に、其の賛成者中に有力家少きを以て、余程其の運動に苦しむの模様あれ共、其の周旋家は一種義侠的の性質を以て真実の熱心より同氏の為めに働き、又何れも斯かる運動には素人ならざるを以て中々侮どり難き勢ひあり。(『第一区の景況』『又新』明治二十五年二月九日)

村野がほぼ、鹿島の支持基盤よりも階層の高い市内の有力者の支持を得ていたことが推測できる。

そしてその村野の主張は、選挙中から、村野陣営の側に立って論陣をはった『又新』の論調から推測すると次のようなものであった。「民党は進歩主義ならず」なぜならば「見よ、第二期帝國議會衆議院に於て政府は曰はく、砲台を建築せんとす。民党は曰はく、否なりと。是れ果して進歩主義なるか。政府は曰はく、軍艦を新造せんとすと。民党は曰はく、否なりと。是れ果して進歩主義なるか。政府は曰はく、鐵道を擴張せんとすと。民党は曰はく、否なりと。是れ果して進歩主義なるか。政府は曰はく、製鋼所を設置せんとすと。

民党は曰はく、否なりと。是れ果して進歩主義なるか。斯くの如きもの列挙し来れば寧ろまこと一にして足らず」〔民党は進歩主義ならず〕『又新』明治二十五年一月二十日）、「要するに（略）実業を拡張せん事を希望せば漫りに政党の爲めに蹂躪せらるゝ事なく、党派外の人物を推して代議士に挙げ、以て今後実業上の問題に就て親切に実業社会の輿論を代表せしむるの策を執るべし」〔商業地と政党〕『又新』明治二十五年二月十日）。これが村野の主張であった。まさに当時「実業主義」と名付けられた積極主義の主張であったことがわかる。

村野は上層の商工業者の支持を背景に公共事業に対する積極主義を主張することによって当選を果たしたのである。つまり、大選挙干渉は、以前から存在していた、貧困問題と並ぶもう一つの積極主義への轉換の契機であった、産業革命の時代にふさわしい社会資本の整備を要求する上層市民達の世論に、顕在化の契機を与えたのである。

だが以上のような、選挙干渉を通じた強行的な積極主義への轉換は、決して直ちに積極主義を支持する市会を生み出し、それを定着させたわけではなかった。当然のこととして当面は「実業」派、官僚勢力と民党勢力の間に、厳しい反目を生み出さずにはおかなかった。

それゆえ『又新』は選挙中に早くも「政党を悪む勿れ」（二月四日）という社説を掲載し、三月五日には「此程の議員選挙一件以来兎角市内有志者間の円滑ならずして動もすれば復讐的の挙動を為さんとするの気色なきにあらざる現状を克服するために、「官民懇親会」の開催を提起した。鳴滝幸恭市長と市会議員小寺泰次郎の斡旋で四月十二日には「調和的懇親会」の開催が一旦は予定されるにいたった。しかし、四月十一日付をもって鳴滝は次のような「書面」を発表せざるをえなかった。それが当時の神戸市政界の現状だったの

である。

懇親会承諾并に諾否未定の諸君に告ぐ

来る十二日懇親会相開き候に付、御賛成相促し候処、而後某新聞紙に冷評相見え居り候のみならず、右は或る向の内頼を受け此の拳に出たるものなど、誣問よもぎの説を為すものこれ有り候由伝聞し、迷惑至極に存じ候共、強て意に介せず罷り在り候処、果せる哉、案内状を発せし數四百六十に対し、出席を諾せられしもの僅かに六十名調印のみにて、諾否明言されざるもの四十五名、臨時欠席計り難きもの三名なり(略)右は小生信用乏しきの致す所、如何ん共致し難く候に付、懇親会の儀は断然取消し候間、宣敷御承知下され度く、此の段御断り旁更に御通知申し上げ候。以上。(『又新』明治二十五年四月十二日)

この反目が解消され、積極主義が本当の意味で神戸市政に根付くためには、日清戦争を経て、すでに述べてきた自由党系の積極主義が市会に深く根を張らなくてはならなかつたのである。だが、市会の外では新しい動きがはじめていた。

市民の公共事

業への関心

一つは実業家や地主が階層的な結集を改めて強化し、利益団体(圧力団体)を結成する動きであった。その最たるものが、総選挙直後から、雑貨売込商組合を中心に結成準備が進められてきた神戸商業倶楽部の結成であった。明治二十五年九月四日、外国貿易に従事する神戸および各地方の資本家約三百人をもって結成総会が開かれ、当面する活動課題として土鶴鉄道問題への取り組みが確認された。あるいは、明治二十四年八月に結成されていた地主倶楽部も明治二十年代半ばになってその活動を活性化させた。明治二十五年夏ごろには葺合付近の地主を中心に、雑居地拡張運動(東方向への)に取り組んで

いる。地主が全体として開発利益にきわめて敏感になり、組織化をいとわなくなり始めたのである。それ以外にも湊川附替研究会といった、より直接的な地域開発に対する関心をもった団体なども誕生した。

いま一つは、以上のことと深くかかわるが、地域開発要求の噴出であった。市民が経費節減よりもいかに積極主義を自らの利益に引き込むかに関心を持ち始めたのである。とりわけ開港以来ながくその保守的気風が指摘されてきた兵庫の資本家達が、兵庫開港請願に立ち上がったことは重要であった。この動きがあつてはじめて日清戦争後の和田岬から小野浜までの大神戸築港計画が可能になったからであった。しかしこうした動きは、積極主義を局部的利益に従属させようとする動きでもあつた。このことはやがて自由党系の台頭を促すことになる。

こうして選挙干渉後の神戸市政は客観的にいって二つの課題を抱え込むことになった。一つは、さらに経費節減論から積極主義への転換を追求し、その安定的政治基盤としての自由党系の台頭を促すことであつた。同時にいま一つは、局部的利害(自由党台頭がもたらす)を超える市全体の利害を考えて自らを律することのできる、理想的な市民とその市民を代表する市会を創出することであつた。

5 神戸市民の形成

良き市民　それではその良き市民を創造するための方法とは何だったのか。それには当面次の三つの方法の創造　　があつた。第一は、市民とくに上層の市民に社交の場をつくらせ、彼らをして市民に市民共同



写真 12 神戸倶楽部の祝賀会（『神戸倶楽部沿革誌』）

会、玉突き、ナイトクラブの催しなどが盛んに行われるようになった。

そして同様の社交場は、明治二十年の前後、神戸に簇生した。明治二十年から二十三年にかけて生まれたものだけを列挙しても、神戸学士会、三交協会（湊東部）、大日本風俗改良会支会、神戸経済協会、商業談話会、商話会、湊川倶楽部、湊東倶楽部、神港倶楽部、兵神倶楽部、神戸攻法会、神戸青年協会、兵港商友俱

体の一員としての自覚を持たせようとする方法であった。そのために設けられた代表的な社交場が明治十九年二月に開館した神戸倶楽部であった。昭和十一（一九三〇）年、創立五〇周年を期して公刊された『神戸倶楽部沿革誌』によると、明治十八年十二月、内海忠勝（知事）、池田徳潤、村野山人外一七人がまず発起人会を開き、そこで選ばれた折田年秀、藤田積中、神田兵右衛門、山川勇木、長谷川一彦の五人の創立委員を中心に明治十九年一月三十一日創立総会が開かれ、神戸倶楽部が誕生した。ちなみにこの神戸倶楽部は神戸商業会議所と車の両輪のような関係にある社交団体であり、神戸の上層の名望家の集う社交場であった。明治二十年になると、商法会議所発起人会が鉄道局から払下げを受けた区役所（後の市役所）に隣接する土地に、五月には洋風二階建本館の、七月には平屋建日本座敷の新築もなり、種々の集会や茶事や囲碁

楽部などがあった。

第二は、市民に市政に関する理解を持たせ、ともすれば個々人の目前の利益と相反する市政の合理的経営に対する寛容の精神を持たせるために、市民を積極的に市政の執行に関与させるという方法であった。学区や衛生組合の設置がそれである。町村規模の自治体であれば、自治体それ自身が名譽職自治（住民の無給奉仕を原理的基礎にした自治）を原則にしていたから、住民を行政の執行にかかわらせることはむしろ自然であったが、市の場合はどうしても専門の吏員が行政の主体になりがちであった。そこで、市の下に衛生組合や学区を設けて、その執行を地域の住民にゆだねたのである。ちなみに、学区が市制施行直後に設置されたことはすでに述べたが、神戸市においては衛生組合も明治二十四年六月に設置された。ほぼ神戸市制と同時の誕生といつてよかつたのである。「本市旧町村区域内に衛生組合を設け、凡二十戸を以て一組となし、毎組に組長一名を便宜互選せしむ」、「本市旧町村に町村衛生委員若干名を置く。其委員は衛生当該委員会の推薦により市参事会之を指名す」これが「衛生組合及び町村衛生委員設置方法」の形式であり、「衛生組合は隣保の交誼を以て互に警戒扶持するものとす」、これがその「設置方法」の精神であった（『又新』明治二十四年六月七日）。衛生事務の合理的遂行のためというのは当然だが、市民の間に「隣保の交誼」を育成することが、衛生組合設置のもう一つの目的であつたことがわかるのである。

第三は、上層から下層に至る市民に、市民としてのアイデンティティーを持たせると共に、自らが行政の発達に依存して生きていくことを自覚させ、その自覚の裏返しとしての公共心を培養するために、市民として理想的な生き方の規範を形づくりそれを全市民の脳裏に浸透させることであつた。明治十年代後半から二

十年代にかけてさまざまなメディアを通じて一般に家庭と呼ばれる家のあり方が喧伝されたことはすでに触れたが、その規範とはまさにその家庭を単位とした生き方のことであった。それには三つほどの理由があった。① 消費の単位に特化した家庭という名の家は、職得分離を原則とする近代資本主義社会に最も適合的な家の形態であったからであり、② 家庭は生産手段と切り離されているため、その形成はたいした財産も持たない下層の人々にとっても到達可能な目標でありうるからであり、③ 家庭は、職得分離という「立地条件」だけをとってみても、公共事業の一定の発達を条件にしなければ成立しえない家のあり方であったからであった。このため「良き市民」をつくるためには良き家庭をつくることが求められた。

そして「家庭生活」という市民の生き方を確立させようとして国家や自治体やジャーナリズムが最も熱心に取り組んだのが女性に対する良妻賢母像の強制であった。家庭は外で働く男に代わって子供を教育し家政を司る女を必要とする。良妻賢母として理想化される女性像がこうして求められたからである。だから明治二十年代、良妻賢母主義を語ることは世論となり、それに基づく女子教育の改善が鋭意図られることになったのである。

従来から存在した英和女学校は、徐々にその規模を拡充し、明治二十七年、神戸女学院と改称した。さらに明治二十六年には友国晴子が親和女学校の基礎となる私塾を開いた。また明治二十四年には下山手五丁目に神戸産婆学校が設立され、翌二十五年には山本通一丁目に松陰女学校、中山手通三丁目に私立看護学校が開設された。なお松陰女学校はイギリス国教会に属する婦人会の設立であり、明治二十七年には中山手通六丁目に拠点を移した。

「良き市民」の形成は、本格的には第一次世界大戦後を待たなければならなかったが、利害の一致する神戸市民という市民意識はそれなりに強化されていった。それは、第一に、市会が水道敷設にゴーサインを出した明治二十六年を境に、市民と市会がともに、確実に積極政策に同調し始めたことにあらわれた。『民心向背景況調』はそのありさまを、明治二十六年、「土木、教育、勸業ノ事業ヲ奨励シ長足ノ進歩ヲ望シ」神戸市民「其ノ気風客歳ニ比シ遙カニ啓発セシヲ覚ユ。加フルニ議権ヲ重ンジ政事志操モ著シク進捗」しと述べている。とりわけ土鶴鉄道問題において、その「同調」は顕著なものになった。シベリア鉄道開通を控えて、日本海側の港町舞鶴に至る鉄道を京鶴線として引くか、阪鶴線として引くか、土鶴線として引くかをめぐって、京都・大阪・神戸の三市が激しく誘致合戦を繰り広げたが、その時、神戸市会と神戸市民は、はじめて一体となって土鶴線の誘致に奔走したのである。明治二十五年六月、政府が近畿予定線の内、京都から舞鶴に至る鉄道と、兵庫県下土山から福知山を経て舞鶴に至る鉄道の内、いずれかに決しようとした時、神戸商業会議所・神戸市会・兵神自由倶楽部・神港倶楽部・神戸貿易倶楽部・湊東三交協会・地主倶楽部等は土鶴鉄道交渉会を組織し、「鉄道敷設法近畿予定線中舞鶴線に関する調査書」（土鶴線調査書）を作成し、つぎつぎと第四議会にむけて東上委員を派遣したのである。そしてその時、三部経済制存続運動の時とも違って、市会も市民もほとんど運動に対する批判の声をあげなかったのである（ただし結果は、一年延期され第五議会において、京鶴線と決定した）。

清国艦隊と　　そして第二に、市民の一体感の裏返しとしての排外感情の噴出にあらわれた。明治二十四
ロシア艦隊　　年、ロシア艦隊と清国艦隊が、相前後して神戸港に來航した。ロシア艦隊は、いうまでもな

の間に不測の事態の起こりかねない緊張が走った。艦隊入港の直前、六月三十日、神戸警察署は万一の事態に備えて「市内の俗にチャブヤと称する営業人四十二名、貸席取締人、舢船営業取締人、人力車営業取締人等」を召喚、「清国軍人の取扱方」について注意を加え、『又新』七月一日)、さらには市内八カ所に非常巡查を配置した。これは前年長崎で起きた、清国人水兵騒乱事件に対する反省からの措置だったともいえるが、やはり、現実には神戸市内に高まっている排外熱を警戒しての措置であった。事実、七月二日には、買物のために上陸した「廚夫ちゆうぶ」と日本人商人の間にやや緊張した事態が発生している(『又新』七月四日)。逆に神戸の清国人社会が艦隊入港を異常なまでの興奮をもって迎えたことも、そのことを証明していた。

「他所者」への共通の排外感情は、裏を返せば、消極的だが強烈な一体感でもある。だから露・清兩國艦隊に対して示した神戸市民の排外的感情の高揚をもって、神戸市民の市民としての一体感の成立を占うこともできるのである。

ナショナルリム さらにつけ加えておくとその排外感情を前提に「良き市民」の形成は、日清戦争直前の都市
ズムの成長 において、対外硬運動というナショナルリズムの運動としても現れることになった。

神戸を舞台に活動する日本人商工業者にとって、居留地外商の支配から脱却する、いわゆる商権回復は、開港以来の課題であった。時として果敢に外商の支配から実際に脱却しようとする商人も現れた。しかしその試みも、明治二十年代前半に至るまでは、ことごとく失敗してきた。日本人商工業者の不団結がその最大の原因であった。しかし、そうした不団結が、明治二十六年という年を境に、急速に乗り越えられていくことになったのである。そのきっかけとなったのは、同年におきたサミュエル・サミュエル商会と同商会と協力関

係にあったセーレス商会に対する貿易雜貨商組合のボイコット運動であった。運動の経過は次の通りであった。まず八月二十四日、神戸輸出屏風製造業組合が、臨時總會を開き、買いたたきに抗議してサミュエル・サミュエル商会に対する売込み拒絶を決議した。それをうけて九月七日、雜貨商組合が同商会に対する雜貨売込み拒絶を決議した。神戸では前例をみない大規模な外国商人に対する売込み拒絶闘争が、こうして開始された。従来であれば、日本人商工業者の足並みが先に乱れ、外国商人に取り入ろうとする別の一群の商工業者がたちまち現れて外国商人側に軍配が上がる場所であったが、今回は事情が違っていた。闘争はむしろ日本人側の団結を強化する方向にはたらいたのである。熟皮、襦袢、樟腦、茶葉、蚕糸、米穀の各同業組合ないしは会社が次々と売込み拒絶に合流し、さらに京都屬子組合や西日本一帯の花菱製造業者にまでその動きが広がっていったのである。結局明治二十七年四月、サミュエル・サミュエル商会の側が雜貨商組合の要求をのむ形で妥協が成立した。

資本家達の間によりやくナシヨナリズムが芽生え始めたのである。そしてそのナシヨナリズムを政治的に代表したのが、神戸においてもよりやく台頭しはじめた対外硬派であり、それを人として代表したのが、後に明治四十一年の第一〇回総選挙で彗星のごとく登場し当選を果たした、対外硬派の旗手桜井一久だったのである。

たしかに神戸における対外硬派は、中央における対外硬派ほど激しく現行条約勵行、内地非雜居を唱えたわけではない。むしろ明治初年から雜居を経験してきた都市・神戸は、雜居の利益を肌身に感じて知っている都市であり、日清戦争が始まって大阪ほど清国人に対する排外事件も起こらず、むしろ戦争中清国人の

避難地となったような土地柄であった。しかしその神戸でもこれから日露戦争後まで非常に大きな社会的影響を持つことになる対外硬派は、日清戦争を前にして、確実に産み落とされたのである。